

公 募 に つ い て の 説 明 書

1 件 名

令和 7 年度各種説明会講師の業務委託

2 仕 様

別添「仕様書」のとおり

3 実施期間

別添「仕様書」のとおり

4 公募について参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (5) 当局の支出負担行為担当官との契約に関して、過去1年間において損害賠償請求等を受けたことがない者であること。
- (6) 当局の仕様の条件を満たす者であること。

5 公募申込書の提出

- (1) 申込書等の提出先
広島国税局総務部会計課経費係
- (2) 申込書等の提出期限
令和 7 年 6 月 11 日（水） 17時00分まで
- (3) 申込書等の提出方法
申込書等の提出は、次のいずれか方法により提出すること。

① 持参による提出

持参による申込書等の提出を希望する場合には、以下の場所に提出すること。

〒730-8521 広島市中区上八丁堀 6 番30号
広島国税局総務部会計課経費係

② 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による提出。

③ 上記①又は②以外の方法による申込書等の提出を希望する場合には、上記5(2)に示す申込書等の提出期限までに下記9(2)イの問合せ先に連絡すること。

(4) 申込書等の提出

イ 提出書類

以下の書類を各1部提出すること。

- (イ) 申込書（別紙1）
- (ロ) 指名停止等に関する申出書（別紙2）
- (ハ) 誓約書（役員等名簿を含む。）（別紙3）
- (ニ) 仕様書「9 事前提出書類」に掲げる書類
- (ホ) 企業概要等（パンフレットでも可）

ロ 留意事項

- (イ) 公募に参加しようとする者は、募集の公示及び公募についての説明書の内容を十分承知しておくこと。
- (ロ) 前項の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。
- (ハ) 申込書提出後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

6 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

契約締結後、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、契約の相手方の商号又は名称及び住所、契約金額等について、公表するものとする。

また、当該契約書については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第4条に定める開示の請求があった場合には、同法に基づき開示する。

7 契約者の決定方法

- (1) 申込みが1者の場合は、当局の仕様に合致している場合で、かつ、見積金額が当局の予定価格の範囲内の場合は、契約の相手方とする。
- (2) 申込みが2者以上の場合は、入札により決定する。

8 公募申込書の無効

本説明書に示した資格のない者の申込書は無効とする。

9 その他

(1) 見積書の提出

イ 申込書を提出し当局から承認を得た者は、当局の指示に従い、速やかに提出する。

ロ 見積書の提出場所

広島国税局総務部会計課経費係（ただし、宛先名は「支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長」とする。）

(2) 問合せ先

イ 手続に関する問合せ先

広島国税局総務部会計課経費係

電話 082-578-5955 内線3646

ロ 仕様に関する問合せ先

広島国税局課税第一部個人課税課 記帳指導専門官

電話 082-578-5955 内線3698

(3) 「公募についての説明書」の取扱い

この説明書は、「令和7年度各種説明会講師の業務委託」のためのものであり、本説明書を他の目的に使用することは禁止する。

(4) その他

この説明書に記載されていない事項について不明な点が生じた場合は、当局担当職員の指示に従うこと。

申 込 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島国税局総務部次長 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

下記のとおり申し込みます。

記

- 1 公募件名 令和 7 年度各種説明会講師の業務委託

- 2 契約条件 公募説明書の参加資格をすべて満たしており、仕様書その他一切
貴殿の指示のとおりとする。

指名停止等に関する申出書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島国税局総務部次長 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

「令和 7 年度各種説明会講師の業務委託」に申し込むに当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、本公募には参加いたしません。

誓 約 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島国税局総務部次長 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

当社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

※ 添付書類：役員等名簿

(別紙)

役員等名簿

法人(個人)名:

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	T S H年 月 日	男・女	
	()	T S H年 月 日	男・女	
	()	T S H年 月 日	男・女	
	()	T S H年 月 日	男・女	
	()	T S H年 月 日	男・女	
	()	T S H年 月 日	男・女	
	()	T S H年 月 日	男・女	
	()	T S H年 月 日	男・女	
	()	T S H年 月 日	男・女	
	()	T S H年 月 日	男・女	
	()	T S H年 月 日	男・女	
	()	T S H年 月 日	男・女	
	()	T S H年 月 日	男・女	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

※当該役員等名簿は例示であるため、「役職名」「氏名(フリガナ)」「生年月日」「性別」及び「住所」の項目を網羅していれば、様式は問わない。

契約書(案)

[illegible]

記

第1条（本契約の目的／信義誠実の原則）

- 1 本契約は、別添「令和7年度各種説明会講師の業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、令和7年度各種説明会講師の業務委託（以下「本業務」という。）に関する事項を定めるものである。
- 2 乙は、仕様書に基づき本業務を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。
- 3 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行しなければならない。

第2条（履行場所）

本業務の履行場所は、仕様書に定めた場所とする。

第3条（契約期間）

契約期間は、契約締結日から令和8年2月28日までとする。

第4条（契約金額）

- 1 本契約は単価契約とし、契約金額は、説明会 1 回にあたり●●, ●●●円（消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）●, ●●●円を含む）とする。
- 2 前項の消費税額等は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき計算した額である。
- なお、契約期間中において、消費税率の改正が施行された後には、消費税額等については、改正後の税率によるものとする。

第5条（契約保証金）

甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

第6条（権利、義務の譲渡等の禁止）

- 1 乙は、本契約によつて生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の乙に対する弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

第7条（下請け、委任等の禁止）

乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第8条（従事者の限定）

- 1 乙は、従事者を限定して本業務を行うものとする。
- 2 乙は、甲から申し出があった場合は、甲に対し、前項の従事者を書面により通知しなければならない。
- 3 甲は、前項により乙から通知を受けた従事者の中に本業務の遂行について著しく不適当な者がいると認める場合には、乙に対し、その理由を付して通知し、必要な措置を要求することができるものとする。
- 4 乙は、自己の事由により第2項により甲に通知した従事者を変更する場合には、甲に対し、変更理由及び変更従事者名を事前に書面にて通知し、甲の承認を得るものとする。

第9条（責任者の選任）

- 1 乙は、従事者の中から本業務の責任者を選任する。
- 2 責任者は、仕様書に基づき、乙を代表して甲から指示を受け、本業務を担当する従事者を統括し、指揮監督するものとする。

第10条（応札条件の維持）

乙は、本契約が終了するまで、仕様書に定める応札者の条件を維持しなければならない。

第11条（秘密の保持）

- 1 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び乙が甲の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。）の機密性を保持するものとし、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- 2 乙は、本業務及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報が化体されたソフトウェア、図面、書類及びデータ等がある場合は、本契約の履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。
- 3 乙は、自らの従事者に、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- 4 乙は、本契約終了後速やかに、乙の保有する秘密情報等のすべてについて、甲の指示に従い返却又は消去しなければならない。
- 5 乙は、秘密情報の漏えいのおそれがあると認められる場合には直ちに甲へ連絡するものとし、その対応に係る甲の指示に従わなければならない。
- 6 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は、何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部を解除することができるものとする。
- 7 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は、乙に対して第4条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。この場合、乙は、甲、国税庁、国税局及び税務署等国税組織全体に属する全部又はいずれかの組織（以下「甲等」という。）が実際に被った損害について、第25条の損害賠償責任を免れないものとする。
- 8 乙は、個人情報に関する取扱いについては、別紙を遵守しなければならない。
- 9 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

第12条（費用負担）

本業務を遂行するために要する一切の費用は、乙の負担とする。

第13条（事情変更）

- 1 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約を変更することができる。ただし、乙から労務費、原材料費又はエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。
- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して書面により定めるものとする。

第14条（監督等）

- 1 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員及び甲が個別に指定する職員（以下「監督職員等」という。）に乙の本業務の遂行を監督させ、必要な指示をさせることができる。
- 2 乙は、監督職員等の監督又は指示に従わなければならない。

第15条（期間の延長）

- 1 乙は、天災地変その他正当な理由により契約に定める期限までに業務を終了することができない場合は、正当な理由を明らかにして甲に期間の延長を求めることができる。
- 2 甲は、乙の理由をやむを得ないものと認めたときは、甲が相当と認める日数の期間を延長することができる。
- 3 乙は、仕様書に定める期限までに業務を終了することができないと認めたときは、直ちにその理由及び業務終了予定期日等を甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。
- 4 乙の責に帰すべき事由による延期の申し出があった場合、乙は、違約罰として甲に対し、遅延日数に応じ、第4条に定める契約金額に対して年2.5%の遅延損害金を納付するものとする。
- 5 前項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

第16条（検査）

- 1 乙は、本業務を終了したときには、速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員及び甲が個別に指定する職員（以下「検査職員等」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 甲は、乙から前項の規定による報告を受けた日から10日以内に検査職員等をして検査を行わなければならない。
- 3 甲の要求があった場合には、乙は、甲の実施する検査に立ち会うため、乙の要員を派遣しなければならない。
- 4 乙は、第1項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
- 5 検査の結果不合格の場合、乙は、検査職員等の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上、再度検査を受けなければならない。
- 6 第3項及び第5項に係る一切の費用は、乙の負担とする。

第17条（契約金額の請求及び支払）

- 1 乙は、全ての業務の完了後、当該業務を履行した業務毎に件数を取りまとめ算出した金額を支払請求書により、甲へ請求するものとし、甲は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、乙の指定する金融機関の口座に振込みにより支払う。
- 2 前項の期限内に甲の支払がないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法

律（昭和24年法律第256号）に規定する条項に定めるところによる。

第18条（業務の完了後における説明等）

乙は、本業務の完了後においても、甲から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

第19条（契約不適合責任）

- 1 甲は本業務の不適合を知った時から起算して1年以内に、本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して乙の負担において相当の期間を定めて甲の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務の契約不適合を原因として、甲に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害（以下「損害等」という。）で本業務の契約不適合と相当因果関係のあるものに限る。
 - (1) 本業務の契約不適合の改修に要する期間中、本業務の甲の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用
 - (2) 本業務の契約不適合を原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、甲の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、甲が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用
 - (3) 契約不適合を原因として、甲の提供する行政サービスに障害が生じ、その結果、その行政サービスの受領者（以下「国民等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲が国民等に支払いを命ぜられた金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項に定める期間経過後といえども、乙の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な契約不適合及び乙の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、甲は、乙に対して本契約の解除ができるほか、第1項ないし第3項に基づく各請求ができるものとする。
- 5 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

第20条（解除）

- 1 乙に次の各号の一に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上の義務の遂行に支障が生じると認めたときは、甲は何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。ただし、解除に関し本契約上に他の条項がある場合は同条項を優先する。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
 - (2) 相当の理由なく、納期までに本業務を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
 - (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
 - (5) 著しい納期の遅延があったとき。
 - (6) 第16条に定める再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。
 - (7) 契約不適合により契約の目的を達することができないとき又は第19条に定める甲の請求に応じないとき。
 - (8) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (9) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。
 - (10) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
 - (11) 手形、小切手の不渡等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
 - (12) 解散の決議をしたとき。
 - (13) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (14) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (15) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (16) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (17) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (18) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
 - (19) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
 - (20) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
 - (21) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。
 - (22) その他、第18号から第21号に準ずる行為をしたとき。
- 2 甲が前項により本契約を解除した場合には、甲は、乙に対し、第4条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求できるものとする。
 - 3 乙が本契約上の規定に違反した場合には、甲は、本条第1項の解除をしない場合でも、乙に対して、第4条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。ただし、乙が第11条の義務に違

反した場合には、同条第7項を適用するものとする。

- 4 前2項の場合において、乙は、甲等が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
- 5 甲が第1項の規定により本契約を解除した場合、乙は甲に対して損害賠償等、名目の一切を問わず、金銭を要求することができない。

第21条（本契約の任意解約等）

- 1 甲は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。
- 2 甲が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、甲は、乙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。
 - (1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用
 - (2) 本契約の一時中止又は打切の場合 当該時点までに乙に発生した合理的な費用
- 3 前項の場合において、乙は、甲に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。

第22条（談合等の不正行為に係る解除）

- 1 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項若しくは第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第23条（談合等の不正行為に係る違約金）

- 1 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、第4条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第

- 1 項、第 2 項又は第20条の 2 から第20条の 6 の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第 2 項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第96条の 6 若しくは第198条又は独占禁止法第89条第 1 項若しくは第95条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、第 4 条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額の100分の10に相当する金額のほか、第 4 条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額の100分の 5 に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項、（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項又は第 2 項の規定による納付命令（独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第 2 項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
- (2) 当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、第25条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

第24条（調査）

- 1 甲は、必要と認める場合には、乙に対し、期限を示して、その本契約又は資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲の指定する者（甲と契約関係にある公認会計士等を含む。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に関して、乙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは乙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は乙が調査に協力しない場合には、甲は、乙に対して、第 4 条に定める契約金額に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて計算した金額の100分の30に相当する金額を、違約罰として請求することができるものとする。
- 4 前項の場合において、乙は、甲等が実際に被った損害について、第25条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

第25条（損害賠償）

- 1 乙は、債務不履行に基づき甲等に損害を与えた場合は、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。
- 2 前項の損害には、甲等が乙に対し履行を求める一切の費用、国民等から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲等が国民等に支払を命ぜられた金額、甲等が不服申立て等を防御するために要した一切の費用及び訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

第26条（賠償金等の徴収）

- 1 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日までの日数に応じ年3.0%の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ年3.0%の割合で計算した額の遅延損害金を徴収する。

第27条（不当介入に関する通報・報告）

乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第28条（法律、規格等の遵守）

乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

第29条（紛争の解決）

本契約に関連して、訴訟の必要が生じた場合は、広島地方裁判所を専属的な管轄裁判所とする訴訟手続によって解決するものとする。

第30条（人権尊重努力義務）

乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

第31条（補則）

本契約に関し疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

（以下余白）

令和 7 年 6 月●日

甲 広島市中区上八丁堀 6 番30号
支出負担行為担当官
広島国税局総務部次長 小川 啓介

乙

個人情報に関する取扱い

(定義)

第1条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

(秘密保持)

第2条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によつても個人情報を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（以下「事故等」と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の使用)

第3条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

(複製等)

第4条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であつて、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

(管理)

第5条 乙は、個人情報の漏洩、滅失、又はき損の防止その他の、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

(1) 個人情報の取扱い責任者

(2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者

(3) 個人情報の授受、移送方法

(4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」と言う。）の方法

(5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法

(6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容

(7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

(個人情報の取得)

第6条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

(問合せ等)

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

(個人情報の返還)

第8条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

(事故発生時の対応等)

第9条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

(再委託の取扱)

第10条 乙は、甲の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

(監査)

第11条 乙は、本件業務期間中、少なくとも6ヶ月に1回又は甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

2 甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。

3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。

4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

令和 7 年 度
各種説明会講師の業務委託仕様書

令和 7 年 5 月

広島国税局 課税第一部 個人課税課

監督職員	個人課税課 記帳指導専門官	小川 美佐子
検査職員	個人課税課 課長補佐	辺見 公治

仕 様 書

1 業務

受託業者は、広島国税局管内の各税務署（以下「実施署」という。）において実施する各種説明会（下記2「業務目的」に掲げる説明会をいう。）に、税理士登録のある者（以下「指導担当税理士」という。）を派遣する。

なお、指導担当税理士は、実施署において実施する各種説明会の出席者に対して、記帳方法及び一般的な決算書、申告書等の作成要領等の説明を行うとともに、出席者からの質問に応じるものとする。

2 業務目的

(1) 記帳説明会

新規開業した者及び消費税新規課税事業者等に対して、記帳・帳簿等の保存制度の概要及び記帳方法等の説明を行い、記帳慣行の定着及び記帳水準の向上を図り、事業者自身において正しい記帳が可能となることを目的とする。

(2) 決算説明会

新規青色申告者及び新規開業した白色申告者等に対して、決算の方法及び確定申告に当たって留意すべき事項等の周知を図り、適正申告につなげることを目的とする。

(3) 消費税等説明会（申告）

消費税新規課税事業者等に対して、消費税制度の概要、改正の内容、消費税の届出に関する手続、及び確定申告に当たって留意すべき事項等の周知を図り、適正申告につなげることを目的とする。

3 業務体制等

受託業者は、実施署ごとに業務責任者を置き、本業務における実施署の個人課税（第一）部門統括国税調査官又は調査部門統括国税調査官（以下「統括官」という。）及び記帳指導担当者（以下「担当者」という。）との連絡業務に当たらせる。

受託業者は、別紙1「業務責任者名簿（各種説明会講師）」を作成し、受託後速やかに広島国税局課税第一部個人課税課記帳指導専門官（以下「局担当者」という。）に提出する。

4 業務内容

(1) 実施署及び実施回数

実施署及び実施回数は、別紙2「実施署及び説明会実施回数一覧表」のとおりとするが、実施回数について変動があっても異議を申し立てないこととする。

なお、指導対象者は、実施署において選考した者（以下「対象者」という。）とする。

おって、原則として、総実施回数は別紙2の「説明会実施回数」の総合計欄に示した数を超えることはないが、超える場合には局担当者と受託業者で別途協議の上決定する。

(2) 指導会場及び指導方法

指導会場は、原則実施署の会議室等とし、会場に対象者の出席を求める講義形式とする。

(3) 説明会の区分及び指導内容

説明会の区分及び指導内容は、下記イからハのとおりとし、指導担当税理士は、各種説明会が円滑に実施できるよう、実施署の統括官及び担当者と事前に協議を行うとともに、その指示に従う。

なお、各種説明会においては、インボイス制度、e-Tax の概要、電子帳簿等保存制度、優良な電

子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置及び帳簿の提出がない場合等の加算税の加重措置並びにキャッシュレス納付等について説明を行うとともに、会計ソフトによる記帳を勧奨する。

おって、各種説明会の実施に当たっては、実施署が用意する手引き等を使用し、説明会終了後は、出席者からの質問等に個別に対応する。

イ 記帳説明会

記帳・帳簿等の保存、収支内訳書又は青色申告決算書の添付制度及び記帳方法等に係る説明を行う。併せて、消費税制度の概要、消費税における記帳義務及び具体的な記帳方法等についても説明を行う。

ロ 決算説明会

確定申告に当たっての改正事項を中心とした留意点、決算の仕方及び収支内訳書又は青色申告決算書の書き方等を指導する。併せて、白色申告者に対しては、青色申告制度についても説明を行う。

ハ 消費税等説明会（申告）

消費税制度の概要、改正事項、届出に関する手続、課税売上高の判定方法、申告書の書き方及び課税売上高の区分経理の方法等について説明を行う。

(4) 指導担当税理士の確保等

受託業者は、指導担当税理士の確保及び従事等に関する一切の業務を行う。

なお、1回の説明会はおおむね2時間程度とし、同一の指導担当税理士が複数回従事しても差し支えない。

(5) 実施時期

契約締結日から令和8年1月までの間の実施署が指定する日とする。

5 実施要領

(1) 指導担当税理士の派遣要請等

実施署の統括官は、署別の業務責任者に対して、説明会実施日の2週間前までに、説明会の区分、日時及び場所等を連絡し、講師の派遣を要請する。

なお、業務責任者は、実施署の統括官に対して、説明会実施日の1週間前までに指導担当税理士を連絡する。

(2) 説明会の実施

指導担当税理士は、説明内容等について実施署の統括官及び担当者と事前に打合せを行った上で説明会を実施する。

なお、説明会の会場設営、備品、資料等の準備、当日の受付及び案内は、実施署が行う。

(3) 実施実績の報告

指導担当税理士は、説明会を実施した月の翌月5日までに、別紙3「各種説明会実施報告書」（原本）を実施署の統括官に提出し、履行の確認（統括官及び担当者の署名等）を受ける。

なお、指導担当税理士は、履行の確認を受けた別紙3「各種説明会実施報告書」（原本）を、説明会を実施した月の翌月10日までに受託業者に提出する。

(4) 請求

受託業者は、本業務の全てが完了したことを確認した上で、令和8年2月16日（月）までに、別紙3「各種説明会実施報告書」（原本）を添えて、請求書を局担当者に提出する。

6 秘密の保持

本業務に携わる全ての者は、業務を遂行する上で知り得た個人情報を含む各種情報について、これを当該業務以外の目的に使用し、又は第三者（受託業者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に漏らしてはならない。

なお、本業務終了後においても同様とする。

7 第三者への委託の禁止

本業務については、受託業者自身が行うこととし、税理士以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

8 受託業者による税理士業務の禁止

対象者に対する税務指導等の税理士業務は、受託業者が委任又は嘱託した税理士のみが行うものとし、受託業者はこれら税理士業務に関して指揮・命令を行ってはならない。

ただし、受託業者が税理士である場合にはこの限りではない。

9 事前提出書類

申込者は、令和 7 年 6 月 11 日（水）17 時まで、別紙 4「各種説明会における指導担当税理士を確実に確保できることを証する書類」を広島国税局総務部会計課経費係に提出しなければならない。

なお、これらの書類の作成等にかかる一切の費用は、申込者の負担とする。

10 その他の留意事項

- (1) 受託業者は、本業務を履行するに当たり、善良な管理者の注意義務をもって誠実にこれを行う。
- (2) 受託業者は、本業務を履行するに当たり、税理士法、個人情報保護法等、関係する一切の法令及び命令等を遵守しなければならない。
- (3) 本業務が「受託業者のサービス等によるものである」との誤解を招くような広告、宣伝を行ってはならない。
- (4) 本業務を行うための一切の費用は、受託業者の負担とする。
- (5) 法令等の改正及び社会情勢の変動等により委託業務の内容に変更が生じた場合には、受託業者及び委託者が協議の上、仕様を変更できるものとする。
- (6) 仕様書の記載事項に変更が生じたとき、又は、この仕様書に定めのない事項については、その都度、局担当者と協議する。

11 連絡先

広島国税局 課税第一部 個人課税課 記帳指導専門官

所在地 広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 電話 082-578-5955（内線 3698）

令和 年 月 日

業 務 責 任 者 名 簿（各種説明会講師）

No.	実施署	住 所	氏 名	電話番号
1				() -
2				() -
3				() -
4				() -
5				() -
6				() -
7				() -
8				() -
9				() -
10				() -
11				() -
12				() -
13				() -
14				() -
15				() -

（注）受託契約後、速やかに局担当者へ提出する。

別紙 2

実施署及び説明会実施回数一覧表

	実施署	所在地	電話番号	説明会 実施回数
鳥取県	鳥 取	鳥取市富安 2 丁目89番地 4 鳥取第一地方合同庁舎	0857-22-2141	
	米 子	米子市東町124番16号 米子地方合同庁舎	0859-32-4121	
	倉 吉	倉吉市上井587番 1 号	0858-26-2721	
	合 計			0
島根県	松 江	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	0852-21-7711	
	浜 田	浜田市殿町1177番地	0855-22-0360	
	出 雲	出雲市塩冶善行町13番地 3 出雲地方合同庁舎	0853-21-0440	
	益 田	益田市元町12番11号	0856-22-0444	2
	石 見 大 田	大田市大田町大田イ 289番地 2	0854-82-0980	
	大 東	雲南市大東町飯田86番 7 号	0854-43-2360	1
	西 郷	隠岐郡隠岐の島町城北町55番地 隠岐の島地方合同庁舎	08512-2-0350	
合 計			3	
岡山県	岡 山 東	岡山市北区天神町 3 番23号	086-225-3141	
	岡 山 西	岡山市北区伊福町 4 丁目 5 番38号	086-254-3411	
	西 大 寺	岡山市東区西大寺中 2 丁目24番13号	086-942-3815	
	瀬 戸	岡山市東区瀬戸町瀬戸70番地	086-952-1155	
	児 島	倉敷市児島小川 5 丁目 1 番66号	086-472-2630	
	倉 敷	倉敷市幸町 2 番37号	086-422-1201	
	玉 島	倉敷市玉島阿賀崎 2 丁目 1 番50号	086-522-3121	
	津 山	津山市田町67番地	0868-22-3147	
	玉 野	玉野市宇野 2 丁目 4 番12号	0863-31-2131	
	笠 岡	笠岡市五番町 5 番48	0865-62-3111	
	高 梁	高梁市向町13番地	0866-22-2546	
	新 見	新見市新見721番 1 号	0867-72-0951	
	久 世	真庭市鍋屋 8 番地 1	0867-42-0450	
	合 計			0
広島県	広 島 東	広島市中区上八丁堀 3 番19号	082-227-1155	
	広 島 南	広島市南区宇品東 6 丁目 1 番72号	082-253-3281	
	広 島 西	広島市西区観音新町 1 丁目17番 3 号	082-234-3110	4
	広 島 北	広島市安佐北区亀山 2 丁目25番10号	082-814-2111	
	呉	呉市中央 3 丁目 9 番15号 呉地方合同庁舎	0823-23-2424	5
	竹 原	竹原市中央 3 丁目 2 番12号	0846-22-0485	
	三 原	三原市宮沖 2 丁目12番 1 号	0848-62-3131	
	尾 道	尾道市古浜町27番18号	0848-22-2131	2
	福 山	福山市三吉町 4 丁目 4 番 8 号	084-922-1350	
	府 中	府中市鶴飼町555-40	0847-45-2570	
	三 次	三次市十日市東 1 丁目13番 5 号	0824-62-2721	
	庄 原	庄原市三日市町667番地 5	0824-72-1001	
	西 条	東広島市西条昭和町16番 8 号	082-422-2191	
	廿 日 市	廿日市市新宮 1 丁目15番40号 廿日市地方合同庁舎	0829-32-1217	
	海 田	安芸郡海田町大正町 1 番13号	082-823-2131	
吉 田	安芸高田市吉田町吉田3604番地 1	0826-42-0008		
合 計			11	
山口県	下 関	下関市竹崎町 4 丁目 6 番 1 号 下関地方合同庁舎	083-222-3441	
	宇 部	宇部市常盤町 1 丁目 7 番 1 号 宇部市役所庁舎 2 階	0836-21-3131	9
	山 口	山口市河原町 6 番16号 山口地方合同庁舎 2 号館	083-922-1340	
	萩	萩市唐樋町 3 番 7 号	0838-22-0900	
	徳 山	周南市今宿町 2 丁目35番地	0834-21-1010	
	防 府	防府市緑町 1 丁目 2 番12号	0835-22-1400	3
	岩 国	岩国市麻里布町 7 丁目 9 番37号	0827-22-0111	
	光	光市虹ヶ浜 3 丁目10番 1 号	0833-71-0166	
	長 門	長門市東深川964番地 1	0837-22-2441	
	柳 井	柳井市柳井3745番 1	0820-22-0277	
	厚 狭	山陽小野田市大字鴨庄111番地 1	0836-72-0180	2
	合 計			14
総 合 計			28	

各種説明会実施報告書

令和 年 月分

			実施署		
指導担当税理士		所属 支部		氏 名	
実 施 月 日 等			出席者数	説明会区分 (☑を記入する)	
月 日 () 午前・午後			人	☐ 記帳説明会 ☐ 決算説明会 ☐ 消費税等説明会	
月 日 () 午前・午後			人	☐ 記帳説明会 ☐ 決算説明会 ☐ 消費税等説明会	
月 日 () 午前・午後			人	☐ 記帳説明会 ☐ 決算説明会 ☐ 消費税等説明会	
月 日 () 午前・午後			人	☐ 記帳説明会 ☐ 決算説明会 ☐ 消費税等説明会	
月 日 () 午前・午後			人	☐ 記帳説明会 ☐ 決算説明会 ☐ 消費税等説明会	
合 計		回			

(注) 指導担当税理士は、説明会を実施した月の翌月の5日までにこの報告書を実施署の統括官宛に提出し、「税務署整理欄」により履行確認を受けた後、その月の10日までに受託業者に提出する。

税務署 整理欄	確認年月日	統括官	担当者
	. .		

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島国税局 総務部次長 殿

所 在 地

氏名（名称）

代 表 者

各種説明会における指導担当税理士を確実に確保できることを証する書類

「令和7年度各種説明会講師の業務委託」について受託した場合には、当該業務に従事する税理士を確実に確保できることを確約いたします。

《参考》

提出書類一覧表

番号	書類名	仕様書該当箇所	提出期限	提出先	摘要
1	別紙1「業務責任者名簿（各種説明会講師）」	3	受託後速やかに	広島国税局課税第一部個人課税課記帳指導専門官	
2	別紙3「各種説明会実施報告書」	5(3)	説明会を実施した月の翌月5日まで	実施署の統括官	
3	請求書	5(4)	令和8年2月16日（月）まで	広島国税局課税第一部個人課税課記帳指導専門官	
-	別紙3「各種説明会実施報告書」				
4	別紙4「各種説明会における指導担当税理士を確実に確保できることを証する書類」	9	令和7年6月11日（水）17時まで	広島国税局総務部会計課経費係	

※仕様書に定めのある提出書類については、必ず上記提出期限までに提出すること。